

第64回 地方分権改革有識者会議  
第184回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：令和7年11月13日（木）10:00～11:44

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、足立泰美議員、大橋真由美議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、宇野二朗構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員（勢一智子部会長代理、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕稻原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官

議題：（1）令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について  
（2）その他

---

1 冒頭、市川晃座長から議員交代について説明があった。次に、議題（1）「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について」に関して、大橋部会長及び平沢内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（市川座長）初めに、新たに御就任いただいた議員を御紹介させていただく。

宮田秀利議員が本会議の議員を辞任され、後任として美浦喜明福岡県水巻町長に新たに本会議の議員に御就任いただいている旨、御報告申し上げる。

それでは、本日の議事に入らせていただく。議題（1）「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について」、まず、大橋部会長から提案募集検討専門部会での審議報告をお願い申し上げる。

（大橋部会長）本年の提案募集検討専門部会における審議状況について御報告させていただく。資料1の2枚を御覧いただきたい。

前回7月30日の有識者会議後、第1次ヒアリングの結果を踏まえ、横断的な見直しの観点にも留意しつつ、提案募集検討専門部会としての考え方を関係府省に対して提示した。関係府省からはこれを踏まえ第2次回答をいただき、その第2次回答に対して4日間にわたり二次ヒアリングを実施し、具体的な措置の内容、検討スケジュール等に関して、一次ヒアリングよりもさらに深掘りした議論を行ってきた。その結果、昨年を上回る数の提案355件について、関係府省からそのうち312件（88%）について前向きな対応を引き出すことができた。

横展開につながった事例を中心に今年度の提案募集に関する全体の傾向を御説明する。

1番目は、経由事務・国家試験関連事務の見直しである。許認可等が国・都道府県が所管の場合であっても市町村を経由させる手続が多数存在しており、また、国家試験は国の制度であるにもかかわらず実務を都道府県などが担うという事例が広範に存在していた。しかし、現代のデジタル時代には、こうした経由を原則不要とし、経由事務を原則廃止するといった方向で調整を進めてきた。また、国家試験関連事務について、地方公共団

体を手足として国が使うというようなことは原則止める方向での調整も図ってきた。

具体的には、代表事例を素材にヒアリングを実施し、その代表事例の改革を参考しながら多数存在する類似制度の改善を図る、そういう横展開を進めてきた。

2番目は、財政負担と権限配分のアンバランスに関わる問題である。象徴的な例は国の補助金を市町村が交付した事業で損失が生じた場合、全額を市町村が肩代わりさせられるという仕組みが多数存在している。これは本来市町村に配慮する法令上の規定が必要なのだが、そのような規定が不備であることが明確化した。国、都道府県、市町村が共同処理することが法令上予定された権限配分問題であるが、その財政的な処理について、権限配分と財政負担はコインの表裏であるにもかかわらず、こうしたアンバランスの問題が存在することから、本部会で扱ってきたものである。

しかしながら、お金がかかわることから、その処理の難易度が高く、年度内の決着が十分でないようなものも存在する。これから実情調査を継続して粘り強くフォローアップを図っていきたい。

3番目は、地域再編の自由度を拡大することに関わる提案が多数存在したということである。一例を挙げる市街化区域の設定、これは現在では人口フレームをベースにしているが、これでは窮屈だという不満が地方公共団体から出されている。一方、国土交通省の通達では柔軟であることは認めているのだが、その内容は抽象的なものにとどまる。そこで、国土交通省に対して具体的な事例を提示していただきたい、手引きを整備していただきたい、また、中心的な考え方を提示していただきたいというような形で、地方公共団体に対して指針や具体的な事例を示すように進めてきた。

また、公営住宅の団地集約という問題も存在している。これも従来は居住権保護が正面に出ることから、既存ストックを地域で十分活用できないというような問題があった。この問題については居住権保護を図るために最低限の条件を導き出して、その下でストックの最適化を図る、団地集約を図るというようなことを考えてきた。このように地域空間の再編を進める上で地方の裁量性を拡大する問題は広く存在するので、今後も横展開を図っていくべき事例であると考えている。

4番目は、従来どおり情報連携を広く進めるというものである。まだ地方公共団体の現場では、公用請求を行う段階で、郵送の手続、職員の現地訪問、メモというようなアナログな手段が広く見受けられる。これが職員のいる事務室の端末操作で簡易に同時に情報取得ができるれば、非常に大きな人員等の削減ができる。この場面では従来のモグラたたきのような個別改善ではなく、関連のテーマを束ねて一括して制度改善に向かうという転換を図っている。

最後に、離島・山村における全国一律基準の問題がある。人口減少の地域に対して国が基準を一律に適用させることになると、結果としてサービスの提供が停滞する。地方は一律基準の充足に拘束されて政策の実践不能に陥るようなことが広く見受けられる。このような事例については、本来その基準が何を目的として、何を達成しようとしていたのかということを明確化した上で、その目標達成のために地域が持っている所要の条件を活用して、いかに目的に近づくことができるのか、代替手段をどのように尽くすべきなのか、そういう観点からの制度設計が必要であると考えている。このような柔軟な運用による地方経営を可能にする地方自治制度の再設計という問題が存在する。

これは確かに離島・山村の課題であるが、将来的には都市部でも起きるものである。したがって、全国の地方公共団体に共通する将来課題として注視し、検証していくことが非常に重要な課題であるというような認識を持った次第である。

また、ヒアリングの中で、重点19の団地集約の事例のように制度の見直しに当たり、まだ実態調査・実態把握を行う必要性があることから、その結論が来年以降に先送りになるものも存在する。このようなものについては粘り強く来年以降もヒアリングを実施することも含め、フォローアップを図り、より一層丁寧に対応していきたいと考えている。政府におかれでは年内の閣議決定に向けて、最終的な詰めをよろしくお願ひ申し上げる。

(市川座長) 5つの視点から今回提案募集検討専門部会でいろいろ進めていただいたが、御指摘のとおり、制度設計された時期今とでは状況がいろいろと変わってきていたため、この点も含めて事務局から対応方針案の概要と重点事項に係る対応結果を御説明していただきたい。

(平沢参事官) 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案等について、資料2～5に沿って説明させていただく。

大橋部会長からも御説明いただいたように、本年は横断的な見直しに積極的に取り組みつつ、提案募集検討専門部会の御審議を踏まえて関係府省と調整をしていく、対応方針がおおむね固まっているところである。対応方針については例年同様年末の閣議決定を目指しており、現時点の案は資料4のとおりになるが、資料2、3を中心にその概要について説明させていただく。

まず、資料2の1ページ、一番上の1ポツ、基本的考え方として1つ目の○だが、御案内のとおり平成26年に提案募集方式を導入し、地方分権改革の推進が極めて重要なテーマであるということを書いている。

2番目が一括法案の提出等ということで、法律改正事項については令和8年の通常国会に一括法案等を提出することを基本とすること。

2つ目の○は、現行規定で対応可能な提案については地方公共団体に対する通知等によって明確化すること。

3つ目の○は、引き続き検討を進めるものは適切にフォローアップを行い、有識者会議に報告をさせていただくことを記載している。

4つ目の○は、計画策定等については令和5年3月に閣議決定しました「ナビゲーション・ガイド」を着実に運用することを記載している。

3ポツの対応状況については、先ほど御説明いただいたところであるが、本年は地方公共団体から提案いただいたもののうち、予算編成過程での検討を求めるものなどを除いた355件について関係府省との間で調整を行ってきた。関係府省に真摯な御対応もいただき、現在精査中であるが、このうち312件について地方の支障の解消につながる対応ができる見込みとなっている。

続いて、2ページで主なもの概要について御説明させていただければと思う。

まず、1つ目の柱について、デジタル化による国民の利便性向上に関するものを3つ掲げさせていただいている。

①は事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化についてである。事業者からの申請や届出について、これまで郵送や窓口で対応している場合があり、負担が生じているのだが、対応方針案を御覧いただきたい。主なものとして、騒音規制法や振動規制法に基づき、一定の建設作業を行う場合の市区町村への届出について、令和8年度以降、政府共通の電子申請システムであるe-Govを活用したオンラインによる手続を可能とすることとしている。これまで主に国の手続のために利用してきたe-Govを地方公共団体への手続に広げていくものであり、これにより、合わせて年間約14万件の届出が対象となり、事業者の負担軽減及び手続の迅速化が見込まれる。

②は提案募集検討専門部会において重点事項として御議論いただいた公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略についてである。公営住宅に入居する住民の方は家賃決定のために毎年度収入申告書を提出する必要があったが、マイナンバー制度における地方公共団体による情報連携等によって所得情報を把握することにより、書面での収入申告を不要とすることを検討し、令和7年度中に結論を得ることとしている。令和5年度末時点の公営住宅の入居戸数は約165万戸であり、この見直しにより住民負担の軽減、地方公共団体における督促等の事務負担軽減が大幅に見込まれるものと考えている。

③は地方債のデジタル証券方式での発行を可能にすることについてである。社債では既にデジタル証券による発行が可能であることを踏まえて、地方債についてもデジタル証券方式での発行を可能にすることとしている。これにより投資家層の拡大による資金調達手段の多様化に寄与することが見込まれている。

以上がデジタル化による国民の利便性向上に関するものである。

続いて、もう一つの重点募集テーマに関する人口減少社会に柔軟に対応した地域づくりに係るものについて御説明させていただく。

④は空き家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能にすることについてである。空き家が増えている状況において、その管理・活用が課題になってきているが、これを民間のノウハウを活用してより円滑に行うことができるよう、関連する業務ワンストップで担い、地域活性化の推進役となり得る法人、現行制度ではNPO法人、社団法人、財団法人がこれを担えることになっている。これらに空き家等管理活用支援法人に指定できる対象として追加するものとして、商工会議所、商工会等の営利を目的としない法人の指定を可能とすることとしている。これにより効率的・効果的な空き家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与することが見込まれる。

⑤も重点事項として御議論いただいた公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能にすることについてである。入居率の低下、あるいは老朽化した公営住宅の団地集約を行おうとする場合、建替事業を実施しなければ入居者への住宅の明渡請求ができないこととなっている。今回の対応方針案では、入居者の居住権の保護などを勘案した上で建替事業を実施しない場合でも明渡請求を可能とすることについて検討し、令和8年中に結論を得ることとしている。これにより公営住宅の管理運営の効率化や自治体の負担軽減に寄与することが見込まれる。

⑥も重点事項として御議論をいただいた土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能にすることについてである。人口減少下において市街化区域を設定するに当たり、将来人口に基づき設定するという現行の方法だけでは有効な土地利用が難しい場合があるという御提案があった。今後は土地利用の現状や将来見通しに基づき市街化区域の設定が可能であるということについて、具体的な事例を示した手引きを作成し、令和8年中に周知することとしている。これにより地域の実情に応じた土地利用によるまちづくりの推進に寄与することが見込まれる。

以上が人口減少社会に柔軟に対応した地域づくりに関するものになる。

続いて、3ページ目、自治体業務の簡素化・効率化に関するものについて御説明をさせていただく。

⑦は経由事務の廃止、経由調査の見直しについてである。管理栄養士・薬剤師等の免許証等についてオンライン申請を行った場合には、都道府県を経由せずに国から直接申請者へ交付することとしたほか、医薬品国家検定の申請などについて都道府県の経由を廃止することとしている。これにより、管理栄養士、薬剤師等の免許証等の新規交付件数、年間約1.7万件など、手続の迅速化や地方公共団体の負担軽減が見込まれる。

⑧は令和6年に重点事項として御議論をいただいた都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能にすることについてである。都道府県が相続人特定のために行う戸籍証明書等の公用請求を郵送で行っていることによる事務負担を軽減するために、オンラインで戸籍電子証明書等の公用請求を可能とするものである。これにより年間約60万件の事務負担の軽減が見込まれる。

⑨も重点事項として御議論をいただいた行政書士試験に関する事務のうち、委任できない事務を委任可能とし、全ての試験事務を委任可能にすることについてである。行政書士試験について、試験問題作成等の事務は指定試験機関に委任可能とされているが、合格決定の事務のみ委任できないため、当該事務も委任可能にすることを検討し、令和8年内に結論を得ることとしている。これにより都道府県の事務負担の軽減が見込まれる。

⑩も重点事項として御議論をいただいた国への返還金に関する取扱いの見直しについてである。障害者自立支援給付費等の国の補助金等について、事業者の不正等に起因した返還金が徴収困難となった場合の未徴収額について、国や県の補助金等の分を市町村が全額返還することとなっている。今回、対応方針案においては全国における実態調査を行い、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応を検討し、令和8年度中に検討を得ることとしている。

⑪は社会情勢を踏まえた事務の簡素化について記載している。5つ記載しているが、1つ目は、地方公共団体における財政状況の公表に関してである。具体的には予算の執行状況や地方債等の現在高などの財政状況の公表回数を現行の毎年2回以上から1回以上に見直すこと、2つ目としては、土地開発公社や住宅供給公社などの解散公告の回数を見直すことなど、以下、5つ目まで、各種事務の簡素化について見直しを図るものと記載している。

⑫は計画に関する事務の見直しである。一体的策定を可能にすること、あるいは他の計画等からの引用を可能にすることの見直しである。

⑬は財産区議会の設置条例における都道府県知事による提案に加え、市区町村長等による提案も可能にすることについてである。財産区は地方公共団体の一種で、山林や用水地等を有し管理する法人であるが、この財産区議会を設置、また、廃止する場合に、現行では都道府県知事のみに条例の提案権が認められているため、財産区が属する市区町村は都道府県に事前相談しなければならず、事務の負担となっている。今回の対応方針案では、財産区議会、または総会を設置・廃止する条例の提案権について、都道府県知事に加え、市区町村長等による提案を可能とするものである。本件について、現在所管の総務省において地方の意見を聞いている状況と伺っており、ペンドィングということで、表題にPを記載している。

以上の対応により、4ページは平成26年以降に対応してきた数字を記載している。令和7年は精査中であるが、実現対応の割合として88%という見込みの数字を記載している。

資料2の御説明は以上である。

続いて、資料3について説明させていただく。資料3は全ての重点事項について対応方針の案文を記載している。幾つか主な事項について説明させていただく。

20ページ、重点10の租税特別措置に関する市町村事務の見直しにおける、被相続人居住用家屋等確認申請書に係る市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化についてである。対応方針案文のとおり、空き家を譲渡する際の税の特例があるが、申請者は、税の特例を申請される際、市区町村に確認書を発行してもらう必要があるが、その際に申請者側及び市区町村側で負担の観点から発行事務の在り方について検討し、令和8年内に結論を得ることとしている。発行事務は実質的に必要性があまりないのではないかという提案があり、その

見直しについて検討するということで対応方針案に記載している。

25ページ、重点21の児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直しのところを御覧いただきたい。老齢年金額と児童扶養手当額の併給調整に係る提案について、老齢年金額が児童扶養手当額を上回る場合は、現行上、児童扶養手当の併給が認められていない。一方、児童扶養手当が老齢年金額を上回る場合のみに差額分が支給されている状況を併給調整と呼ぶが、今後、調査を令和8年度中に実施し、併給調整の対象となるひとり親家庭の実情を把握した上で、生活の安定に資する方策について検討していくこととしている。

重点22、前任の教育長が辞職した場合における補欠の教育長の任期に係る在任期間の規定の見直しを御覧いただきたい。教育長の任期が3年間であり、任期途中で辞めた場合は補欠の教育長を充て、前任の残った期間を任期として勤めていただくのだが、その際に支障が生じるということで提案があった。どのような支障があるのか、今後、地方公共団体への調査で実態を把握した上で対応を検討し、令和8年内に結論を得ることとしている。

重点24、特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直しである。本件については地方公共団体における特別支援教育就学奨励費の支給事務の運用実態や、未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、学校教育法で定める保護者による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年度中に結論を得るものである。また、類似制度の要保護児童生徒援助費についても同様に対応していくものとしている。

重点27、国民健康保険関係事務の見直しである。1つ目が、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止についてである。これは地方公共団体が独自に行っているひとり親家庭等に対する医療費助成に関して、患者からの医療費申請に基づく償還払いではなく、現物給付とした場合において、患者の自己負担軽減に伴い増加した医療費分に相当する国費を減額調整する現行制度について、国民健康保険の財政への影響や地方公共団体における医療費助成の実施状況を踏まえ、減額調整措置の在り方を検討するものである。

2つ目が、国民健康保険給付費等交付金の支払事務及び請求事務の見直しについてである。市町村を経由せず、各都道府県の国民健康保険団体連合会に直接給付費を支払うことで効率化が図られるものである。今後、都道府県へのアンケート調査の結果を踏まえて、都道府県から国民健康保険団体連合会に直接交付する仕組みが全国的に導入されるよう検討して、令和8年度中に結論を得る。

重点31、社会福祉主事の任用資格要件の緩和で、令和6年のフォローアップ案件である。これまでに地方公共団体へのアンケート調査や有識者による検討会を開催するなど検討を進めてきた。引き続き福祉事務所へのヒアリング、また、有識者による検討会を通じて、今後、任用資格における実務経験の勘案方法や通信課程による資格取得の負担軽減策等について検討を行った上で、令和7年度中に結論を得る予定としている。

重点36、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することについてである。特に環境省の記載部分になるが、市町村が一般廃棄物の処理に係る統括的な処理責任を有することを踏まえ、関係府省庁と調整し、各種証明書の請求が現行制度で対応可能であることを通知するものである。また、関係行政機関への照会に係る法制上の措置の必要性については、市町村の取組状況を踏まえ、必要な検討を行うこととしている。

以上、説明させていただいた案件を含め、関係省庁の対応の方針案を全て取りまとめた本体が資料4となるが、今後、12月の閣議決定に向け、詰めの調整を行うとともに、閣議決定後も継続検討の扱いとしているものに

について提案の実現に向け、しっかりとフォローアップをしていきたいと考えている。

続いて、資料5を説明させていただく。令和6年までの案件のうち、特に重要と考えられるフォローアップ案件について、7月までこちらの会議でも御報告させてきていただいているが、特に状況の変化があったものについて御報告させていただく。

1ページ目の2番、狂犬病予防法の関係である。犬の所有者がマイクロチップの登録手数料の納付後に、狂犬病予防法に基づく犬の登録時の登録手数料を同時徴収できるようにということで、ワンストップができるようについて検討してきているものである。現在、狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付サイトに遷移する機能を開発しているところであり、令和7年8月に市区町村に対してテストサイトをリリースしているところである。今後、令和7年度中に開発が完了する予定と聞いている。

9番は保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直しについてである。低年齢児の健康診断が、高度な健康診断をしていて、実際問題、なかなか難しいのではないかという御提案を検討していた案件である。今回の対応方針の中に案を盛り込んでいるが、低年齢児の健康診断については、子どもの発達段階や施設の性格等に応じて実施できることを明確化しつつ、取組事例集を作成するなどの対応を行い、地方公共団体に通知をしたところである。

これらについても引き続き適切にフォローアップをしていきたいと思う。説明は以上である。

(市川座長) それでは、御意見、御質問のある方はお願い申し上げる。

(高橋座長代理) 2点申し上げたい。

まず1点目、国家資格の情報連携システムなどを中心として、国がシステムを整備して都道府県の経由事務を廃止して負担軽減をしていく点についてである。当初から関係府省二次ヒアリングまでの印象だと、府省の姿勢は硬いとの感触があったのだが、資料3の1～2ページを拝見すると、オンライン化の方向性が明確になってきているので、この点については事務局の御尽力に対してお礼を申し上げたい。

特に2ページの建築工事届などについてはかなり議論が白熱したのだが、AI等を活用したチェック機能を導入する等について検討した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能にするように取り組むとなつており、明確な時期が示されたので、一つの大きな成果ではないかと思っている。

ただ、オンライン化の作業は、システムの立ち上げとか、改修とか、すぐにできるわけではない。そのような意味では長いスパンだと5年とか、短くても2年とか、各府省の作業が予定どおり進むかをしっかりといく必要があるので、来年度以降もそのような観点から、是非事務局を中心に取り組んでいただければ有り難いと考えている。

2点目だが、本格的な人口減少と東京圏を中心とした大都市圏への人口移動が顕著であり、行財政サービスの供給力に大きなアンバランスが生じているため、これに対応しなければいけないという課題である。ヒアリングを通じて、例えば厚生労働省や国土交通省をはじめとして、事態がかなり顕著になってきたので、対応を始めているとの印象を受けた。

例えば24ページの16番の障害者支援施設の設備基準について、社会保障審議会において検討していただき、令和8年度中に結論を得るということになっている。また、25ページの19番の公営住宅の明渡請求についても当初国土交通省は厳しい御対応だったが、令和8年内に検討を得るという形で御検討いただいていることは大きな前進でないかと思っている。

ただ、これから各府省の下に置かれている審議会や専門部会で御検討いただくと思うが、全国的なレベルを

柔軟化することについて専門家の方が疑問を持たれることが多い。そのような意味では、都道府県や市町村の代表の方がその場にいることは当然だが、さらに、深刻な事態に立ち入っている地方公共団体の方の声に真摯に耳を傾けていただく場を設定し、その成果を反映していただくというシステムづくりをこちらからお願いしていくことも非常に重要なのではないかと思っている。このような観点も含めて来年度以降の作業に御配慮いただければ有り難いと思っている。

(市川座長) 勢一部会長代理、お願い申し上げる。

(勢一部会長代理) まずは府省ヒアリングまで御対応くださった提案団体の皆様、お支えいただいた事務局、ヒアリングに御対応くださった府省の方々にお礼を申し上げる。おかげさまで今回88%の実現が見えてきたというところ、一定の成果だと思っている。当初は実現が容易でなさそうな提案も少なからずあったのだが、提案募集検討専門部会の場で丁寧な議論ができたと思う。この点は皆様の御尽力に感謝したい。その上で、心に残った点として大きく2点申し上げたい。

1点目は、子育て、教育環境に関する提案で、具体的には資料3の21や24の辺り、児童扶養手当の算定に関するものであるとか、特別支援学校への奨励金に関するものである。今の時代、家族の形が非常に多様化している。いろいろな家庭のスタイルがあり、法制定当時は想定していないものがあったのではないかと思う。しかし、社会の中で育まれていく子供たちに制度的支援を十分に行き届かせるためには、今の社会に合った制度へ変えていくことが非常に重要である。そうした社会の変化と実態をよく知る地方公共団体からこのような提案が出てきていることは非常に大事だと思っている。それぞれの制度は一つ一つの改正の積み重ねであるが、持続可能な社会システムへ向かう一つの道になっているのではないかということが心に残っている。

2点目は、人口減少社会の中で、どのように持続可能な地域をつくっていくかというところが、地方行政の現場として重大な課題だと思う。そういう点では、条件不利地域が政策展開できるような法制度へ再設計をしていく。大橋部会長の言葉にあったが、この再設計が非常に大事だと考えている。離島や中山間地域というのは人口減少の課題先進地域と言うことができるので、ここでのチャレンジが新しい制度をつくっていく知見を生み出していく場だと思っている。中長期的にはより幅広い地域で各地域の特性に応じた柔軟な課題解決ができるような制度になっていくという意味では、今はある種実験と投資の時期でもあるのだろうと思っている。

そういう点では、本年度の重点テーマのデジタル化は地域資源の制約を乗り越える一つのツールであるため、これをしっかりと活用していくような社会、システムにしていく、経由事務の廃止とか、オンラインの申請交付などを進めていくというのはとても大事なもので、今回もそのような提案が多数あったと思っている。

他方、地方の側だが、私が関わっている団体との関係で印象に残っているのは、それなりの規模の団体でもデジタル化が十分実質化されていない例もある。紙ベースでの手続であるとか、押印がまだ必要であるというような場面に接することも実は多々ある。地方側でもデジタル対応をしっかりと進めさせていただくことが、全国各地で効率的な行政運用をして、その成果を住民に届けることができるのだろうと思っている。今までの地方提案から実った果実を各地で共有して活用していく。是非地方の側も、こうした成果の活用に努めていただけると有り難い。

(市川座長) 山下議員、お願い申し上げる。

(山下議員) 提案募集検討専門部会の方々、及び事務局が時間をかけて、成果が出てきたと実感した。資料2を見ると、提案件数と最終的な対応を決めた件数がどんどん増えており、今年は288件。これは提案を出している地方の側にとっても非常に大事な成果である。今年は提案が355件もあり、来年また出てくるという、この提案方

式そのものの好循環が動き出しているというのを実感した。

その上で、こういう点に気をつけたらどうかというのを数点申し上げたい。

1点目は、先ほど高橋座長代理もおっしゃっていたが、システムの改定や運用は非常に時間がかかるので、国家資格等情報連携・活用システムを使った経由事務の廃止について、令和11年までに結論を得るというのは、4年先と、少し長く感じる。私も一般企業だが、さすが4年先に結論を出すという案件はほとんど出ないのではないかという認識がある。その意味でいうと、4年先の結論に対して、マイルストーンでここまでに何をしましようというのを記録しておいたほうが確実に進んでいくのではないかと思った。

2点目は、資料3の7ページ、一斉調査システムをうまく活用して国からの定例的な調査・照会を減らしていくという、これも成果が出ると思った。一方、この定期的な調査・照会については数が多いなと思いながら、これで全部なのだろうかとも思った。大橋部会長も類似展開をすることが非常に大事だとおっしゃっており、国からの定例的な調査・照会は全部でこのくらいあり、今回、この辺までは抑えたねという進捗度合が分かるようなことをしなければ、これだけやりましたという方向にはならないと思った。全体像を捉えて、そういう表現をしたほうがゴールに対してどのくらい近づいているのかが、提案側もよく分かるのではないかと思った。

最後に、資料2で43件程実現に至らなかった提案があったが、資料3には各党・各会派での議論が必要なので実現に至らなかったという説明になっているのも何件かあり、これは我々がやっている提案募集方式の枠組みではなかなか対応できないのだなとは思った。

そうすると、逆にそういうものを拾っていくような仕組みが別にないと、同じ理由で提案できないというのが、たまってくるのだろうと感じた。また、提案募集方式で処理できない枠組みの提案については、実現に至らなかったということが積み重ねていくような気もしたので、各党・各会派へ共有するような、働きかけるような仕組みが別にあるのであれば、それを活用すればよいが、なければ、その部分については頓挫してしまうような気がした。

(市川座長) 三木議員、お願い申し上げる。

(三木議員) 最初に、大橋部会長から5つの視点ということでお話があったが、とても参考になった。地方自治が制定されて何年もたつたが、この時点で地方自治の在り方の基本的方向を大橋部会長のからお話しeidaitaiと考えている。お話のあった視点について、我々もしっかり考えていかなければいけないと思った。

また、我々地方公共団体としても、提案することで成果が上がってくるということ自体が職員のやりがいに通じている。そういう面では大変有り難い。

もし、各党会派で何か不都合があるとすれば、例えば市長会としてお願いして、更なる見直しを進めていくことも大事ではないかと感じた。

それから、今の地方自治の場合、全国一律の制度と、個別の自治体によって異なるような対応が大切ではないかと感じた。例えば資料2の1番のデジタル化のようなものは全国一律でやっていただいたほうが、ノウハウや費用が掛からないで済むので大変有り難いと思った。そして、このようなデジタル化については、ノウハウのない市もあるので、そういう面では横展開を図っていただければ有り難いと思った。

資料2の6番、土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能にということであるが、今の地方自治にとって非常に重要なのは、市街化区域の設定が決まっていると、市街化区域でしかできないような事業がある。ところが、地方によっては人口減少が進んできており、企業誘致等の様々な政策をする場合に市街化区域でなければいけない、市街化調整区域であればできないというようなことがある。

須坂市では今まで市街化調整区域の中で、地域未来投資法という法律を使って48ヘクタールの開発を事業者が行ってくれた。インターから極めて近いため、立地企業にとっても非常にプラスだということで、さらに第2次開発に応募したい企業が出てきているが、今回、地域未来投資法の見直しにより、商業施設のようなサービス業ができなくなってしまう。そうすると、本当の土地利用ができなくなってくる。そういう面で、35番の亀岡市に提案していただいているような都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とするような制度にしていただくことが大切だと思っている。

繰り返しになるが、全国一律でやったほうがいい事業と、各地方公共団体の実情に合わせて行ったほうがいい事業があるのではないかと思っている。

また、横断的な見直しは非常に有り難く、国、県、市町村が、それぞれ事務を完璧に、例えば全部市町村から県に上げて国へ上げるということではなく、デジタル化を使って省略できることは省略していくことが、今の時代には大切ではないかと思う。

(市川座長) 足立議員、お願い申し上げる。

(足立議員) 3点感想と、個別のことについて2点お話をさせていただきたい。

まず、本年の提案実現対応割合は88%ということで過去最高の水準になっており、大変成果の高いものとなっているように受け止めている。一方、量的成果に加えて質的成果の明確化、もしくは可視化が欠かせないのでないかと思っている。言い換えるならば、どの提案が住民サービス、なおかつ行政効率の改善にどれだけ寄与したのか、この点が当初の課題かと思う。例えば、資料2の中に利便性向上、オンライン化や手続の簡素化、言い換えるならば、職員の時間の削減はどの程度だったのか、もしくは利用者である住民の手続負担はどの程度軽減したのか、このようなものも一定評価していく必要あるのではないか。

いわゆる経由事務の原則廃止は本当に重要だと思う。どの程度の事務のコストが削減されたのか、この辺りについては可能であるならば数値化しておいたほうがいいのではないかと思った。デジタル化に伴う投資やICTであれば、地方公共団体にコストがかかる。その場合、当然体制の再整備が必要になる。この点はどう吸収されてきたのかのようなKPIの成果指標があるならば、翌年度以降公表してもよいと思った。これが1点目である。

2点目については、デジタル化イコール地方の負担軽減、これは本当に評価に値すると思う。ただ、これだけでは十分とは言いかたいのではないかとも思っている。というのも、各議員の御意見にもあったように、対応方針案や重点事項でも多くがデジタル化に集中している。ただ、現場ではシステムの改修、標準化の対応、なおかつマイナポータルの接続や情報連携のセキュリティの管理が必要になる。この辺りは新たな負担として顕在化しているかと思う。そうなると、地方公共団体側のリソースの消費ではなく、真の効率化が果たしてどの程度まで転換されてきているのか、この点については国の支援が不可欠であるので、是非とも国の支援を構築していただきたい。

3点目については人口減少である。その中で、事務削減だけで解決しているのかどうかが一つ課題かと思っている。先ほど勢一部会長代理がおっしゃったように、いわゆる自治体間連携の広域化、これは制度的な後押しをせざるを得ない状況、特に小規模自治体で、実行能力を担保していく必要がある。そうなると、見直しに加えて縮減、デジタル化よりも深い構造的な問題を抱えているのが小規模自治体であるため、この点については、いわゆる事務の効率化、果たしてどこまで自治体機能の持続可能性にまでつながっているか、このような政策的視点も必要だと思った。

その上で、個別案件の資料3の10、租税特別措置に関する市町村事務の見直しについて気になった。住宅用家

屋証明事務については国の租税措置があるのだが、これによって審査事務、本来ならば国税の実施に必要な事務を市町村に無償で委ねているという構造的問題が一定あるのではないかと思っている。この点に踏み込まないと、オンライン化や添付資料の省略といったような部分的改良だけになってしまい、限界が生じる可能性がある。

そのため、市町村の事務負担に比べて、住宅ローン減税や所有権保存登記の増加により、住宅用家屋証明の件数が高水準にあり続けるのであるならば、簡素化が重要だと思う。この辺りについて、市町村職員がどの程度まで負担が生じているのか、精緻に見ていただいたほうがいいと思う。場合によっては職員がやるべき審査が増えてしまい、逆転現象が生じているような状況だけは避けていただきたい。

2点目、21の児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直しである。この併給調整については制度が複雑であり、市町村の事務負担、特に高齢ひとり親の生活の影響は深刻な問題を抱えている。その中で、今回の対応方針案が調査と説明資料にとどまっているような状況であるならば、場合によっては、併給調整を抜本的に簡素化する必要があるし、年金データとの自動連携などをしないといふと、市町村の負担が逆に増える可能性がある。この点が本当に大丈夫なのかというのを確認していただきたい。

(市川座長) 大橋議員、お願い申し上げる。

(大橋議員) 私からも提案募集検討専門部会での経験を踏まえ、幾つかコメントをさせていただきたい。

まずは、355件という大量の案件について88%の対応の見通しが現段階でついたということで、もちろん提案募集検討専門部会のメンバーの尽力もありつつ、事務局の大きな頑張りというのがこちらの数字につながったのかなと思う。特に二次ヒアリングの終了時点では、この案件はどうなってしまうのだろうという印象のあった案件について、資料を拝見すると、このように着地したのかという、硬いと思われたものが進んでいたというものがあった。

例えば今までの他の議員のコメントの中で言及がなかった案件で言うと、資料3の3ページ、伝統文化親子教室事業の応募手続の市町村経由事務の廃止という案件がある。こちらは実際に提案募集検討専門部会でヒアリングした段階では都道府県と市町村の二重経由になっており、さらに地方公共団体に対して国が非常に負担をかけていたものである。その負担は法律の根拠に基づかないものでもあり、問題状況として非常に深刻だと思っていたのだが、資料を拝見したところ、解決の目途がついたということで、事務局の尽力に感謝したいと思っている。

さらに、制度の運用について、毎年いろいろと工夫で進化が進んでおり、例えば今年の運用上の工夫で言うと、重点事項についての柔軟な取扱いというのがあったと思う。すなわち、最初は事務局レベルでその事案について折衝しているのだが、事務局レベルでの折衝であまり相手方の反応が芳しくないときに、途中から提案募集検討専門部会で議論の対象に上げる。あまり芳しくない反応を続いていると提案募集検討専門部会における議論の俎上に乗ることになると、そのような運用方法もあるのだなと思っていた。

このような形で、提案募集の仕組みも、毎年疎々と進んでいるように見えて、内部的には色々な工夫が行われ、より有効な対応ができるようになっている。このような内部的な運用改善の経緯は、当該制度に関わった者として記録に残しておきたいと思い申し上げたところ。

また、国への返還金に関する取扱いの見直しについては、今年度新しく出たものではないが、一つの制度だけで対処が終わるものではなく、かなり波及の程度の大きい動きで、特にお金に直結する話なので、すぐに対応が終わるものではないかなと思っている。ただ、先ほど大橋部会長の御説明の中にあった、法令の不備や市町村に

に対する不当な重い負荷については、多くの地方公共団体に対して深刻な影響を及ぼしている。こちらについては今年度中に対応が難しかったとしても、次年度以降の積極的なフォローをしっかりとやっていく必要があると思っているところである。

(市川座長) 宇野構成員、お願い申し上げる。

(宇野構成員) 1点だけコメントさせていただきたい。

関係府省二次ヒアリングが終わった後にこの資料を拝見すると、さらに進んでいるなと思うのだが、次年度以降、実態調査というか、地方公共団体の意見を調査するとか、活用状況・取組状況をしっかり調べるというような記述も多いと。そのとき、提案団体にとっては非常に重要な案件、重要な問題であっても、全国的に見たときには、まだまだ問題になっていないようなものもあると思う。人口減少の進み方なども全国様々であるので、平均化してしまうと、それがまだ必要ないと捉えられかねないとも思う。

それから、先ほど大橋部会長からもあったが、そもそも地方自治制度を再設計しなくてはいけないのだとすると、自分たちに本当に必要なものなのかということも、なかなか認識しづらいような提案もあると思う。果実を展開するのはもちろん大切なことだと思うが、こんな提案が出てきていて、この提案だと、もしかしたら、これから顕在化してくる社会の問題を解決できるかもしれない、というような提案の趣旨や提案の可能性等についても横展開し、周知徹底して、各地方公共団体の創意工夫を促していくような取組も必要だと思ったところである。

(市川座長) 谷口議員、お願い申し上げる。

(谷口議員) 本来、国の事務でありながら地方公共団体を経由して展開される事務をなるべく削減していく。また、財源と事務配分のアンバランスさをしっかりと見直していく。そして、デジタル化を進めていく。民間事業者の協働や委託も活用していく。こうした地方自治の効率化だったり、より効果的な事務の展開という方針が明確に示されたと勉強になった。

先ほど来、各議員御指摘のとおり、デジタル化がいろいろなものを解決してくれると有り難いところもあるのだが、勢一部会長代理もおっしゃったように、うまく活用できているかというと、意外と難しいところがあると思う。今回の提案もそうなのだが、どちらかというと、地方公共団体自体がデジタル化をするというよりは、足立議員から指摘もあったように、小さい自治体にとっては負担が非常に重いので、いろいろな地方公共団体が共通で使えるようなプラットフォームを、国がいかにシステム化するか、その時間を一層早めたほうがいいと思う。

今後、地方公共団体からどんなシステムが必要だと思っているのか、システム要求といったものを具体的に出していただくような提案の在り方も必要だと思う。つまり、このような手続を簡素化してほしい、分権化してほしいなど、どんなシステムがあったら実現できるかというところまで言ってもらったり、宇野構成員もおっしゃったように、局地的なことではなく、幅広に展開できるようなシステムであれば、それは国がやりましょうということになるので、時間が掛かるかもしれないが、デジタル化ということが期待されているのであれば、システム要求を地方公共団体から出していただくと有り難いと感じた。

デジタル化をすると、住民サービスが向上したり、効率化することはもちろんのこと、何か大きな行政の失敗とかがあったとき、実はログが追えるというか、どこに問題があったかが残る。日本人は人々のレベルや協力度が高いのでアナログでうまくやれているのだが、何か問題とかミスがあったときに分からなくなってしまうのである。

デジタル化していたときのほうが、データが残っていたり、どんな作業だとか、こんなシステムだったからこの間違いがあったということが追える。それは誰の責任なのだということを追うことではなく、改善策が見えて次の課題解決に役立つ。今までの膨大な検討事例を解析したら、どんな時代背景のときにどんな重点項目があり、それは各省庁がどんな理由で対応されたりされなかつたりしたかがわかる。データを蓄積しておくと分析ができ、それがまた課題解決に役立つ。

また、今回の重点項目の中に、子供の教育・養育、障害者の方の福祉に関する施策を丁寧に行うためにも、この部分は簡略化してほしい、分権化してほしいという視点のトピックもたくさんあった。細やかな事務を行うため、福祉増進のための提案募集も大きな一つの柱になっているのだなど学ばせていただいた。今後は害獣対策とか、地方の大きな課題があると思うので、こちらのほうがトピックを設定することで、そのトピックに関して大きく前進するがあれば、非常に社会的な貢献になると思った。

(市川座長) 村木議員、お願い申し上げる。

(村木議員) 勢一部会長代理がおっしゃったように、デジタル化が進んでいったときに、行政の中で、デジタル化をうまく活用できるところとそうでないところがある。そうなると、仕組みとしてこれらを導入していく際に、どこも使えるようにするサポートのようなものも、仕組みの中でつくっていく必要性が多分あるのだろうなと思った。

これは私の専門の都市計画の中でも、先ほど三木議員がおっしゃっていた市街化調整区域の話があったが、やりたいと思っていながらもノウハウがないとか、相談できるような体制等も含めて何か検討していく必要性もあるのかなと思いながら伺っていた。

(市川座長) 石井構成員、如何か。

(石井構成員) 私は個人情報の分野で研究してきたが、ヨーロッパの法制度の状況に大きな動きが見られるところで、GDPRが2016年に採択され、2018年から適用が開始されて、かなり蓄積もできているというところがある一方で、データ利活用のための法制度が数多く実現するという状況が生じている。さらに法律をたくさんつくりすぎたため、それを簡素化するための提案も出てきているということで、法制度の動きが非常に速くなっているという状況がヨーロッパで生じている。

日本の場合、データの利活用に関する法制度は必ずしも整っているわけではないというか、少し手薄な面があるのは否めないと思う。いろいろな検討会でも国内の動向を見るときに、EUの方向性はどうなっているかということを調査することが多いが、日本の法制度全体の中で、デジタル化を推し進めていくための制度的な枠組みがもう一步必要ではないかと思うところである。そのような中で、全国一律の取組が必要であると、デジタル化について、この場での議論の重要性が非常に高いと思っている。国外の動向にも少し目を向けながら、デジタル化に向けた提案募集の検討も進めていく観点が必要かなと思った次第である。

(市川座長) 全体を通じて、事務局から何かあればお願い申し上げる。

(稻原室長) 熱心な御指摘をいただき感謝申し上げる。御指摘いただいた点についてコメントをさせていただきたい。

まず、高橋座長代理から、スケジュール感をしっかりと見守っていくとの御指摘があった。山下議員からも、向こう先数年かかるといふと、例えば、国家資格情報連携・活用システムに各省が順番待ちをして、それぞれの年度にシステムを活用するような順番が決まっているものをベースとして工程表を組んでいるようなところもあるので、全体を一斉にスタートできないような状況もあるが、そこは本当に御指摘のとおりであると思

っている。したがって、我々もしっかりとスケジュール管理をする必要があると思っている。

また、審議会の議論に預けている項目が幾つかあった。しっかりと審議会の中で議論をしていただけるよう、地方公共団体側の議員も審議会の委員に入っているので、そのような方々に提案募集の内容をきっちり理解していただくように、何らかの形で取り組んでいきたいと思っており、動いているところである。

また、山下議員から国からの調査の関係、全体としてどのくらいあり、どのくらいのところまで達成できているのかということについては、どういう形でそれを見える化できるのか、網羅的に国が地方に出している調査の全貌を拾うのは相当な労力になると思うので、ある一定のシステムを使っているものに限定して把握するとか、そのようなことで考えてみたいと思っている。

それから、公職選挙法の関係は、ほぼ各党会派における議論を見守る必要がある。これは国会でも総理が答弁するくらいのセットフレーズになっており、選挙制度については立法府で議論が基本的に行われるものなので、我々としてはその場に具体的にコミットするのはなかなか難しいのかなど。

先ほど三木議員がおっしゃったような動きをしていただくのも一つの手段だと思っている。我々としては、総務省の選挙部に言っている意見であるため、実際に実務的な内容が生じた場合には、選挙部で各党会派の議員の方々とやり取りをすることになろうかと思っているので、選挙部には伝わっているということは一定程度の効果があるものと考えているところである。

都市計画について、亀岡市からの提案だが、基本的にこの法律の枠組みで開発を進めている地域があろうかと思うのだが、そういう商業施設が対象から外れていくという中にあり、地域の土地利用に応じて市街化区域を省くことができるというのは、改めて一つ大きな前進だったと思っている。

足立議員から幾つか御提案をいただき、確かにもう少し突き詰めて、資料2に非常にダイレクトな数字として削減できる件数や時間を極力掲載するよう昨年からしている。さらに突っ込んで、例えば職員の労働時間がどれくらいかということまでできればいいのだが、それは検討課題とさせていただきたい。

デジタル化に関して、現状、基幹システムの標準化で地方公共団体の現場が非常に忙しくなっている中、分権提案で幾つかの項目については今後システムを入れていくというところで、おっしゃるような状況になってくるということは御指摘のとおりである。

谷口議員から御指摘もあったが、関係府省に対しては、地方公共団体の側がデジタル化に邁進している状況も踏まえた上で、システムを構築してもらう必要があると思っている。

勢一部会長代理からも御指摘いただいているとおり、デジタル化で対応できないような地方公共団体の持続可能性について、総務省でも持続可能な行財政の確保に向けての動きというのが引き続き行われると思うので、そのような議論に十分留意しながら事務局としても対応していきたい。

国税の関係で自治体事務が含まれているというところについては、確かにおっしゃるとおりである。法令的な根拠に基づく事務ではあるのだが、ほかの代替のする情報があるのではないかという問題意識も持ちながら、引き続きしっかりと議論を進めていきたいと考えている。

宇野構成員からも御指摘いただいていることについて、調査をすることで幾つか項目を整理しているところはあるのだが、継続審議という状況の中で、おっしゃるように平均を取っても意味がないというのは確かにそうであるし、別に全国的に平均が上がったからやらなければいけないというわけではないと思っている。他方で、我が事として調査を受けられない団体もあるかと思う。そのため、なぜこの照会を行っているのかということについては、しっかりと伝わるように、今後発出する調査について整理をしたいと考えているところであ

る。

(市川座長) 本日いただいた御意見を踏まえて、文言の調整などは事務局において整理させていただいた上で、私に御一任とさせていただき、今回の対応方針案について有識者会議として了承したいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) 感謝申し上げる。皆様の御理解をいただいたと思っている。それでは、対応方針案を了承することとする。政府におかれましては、本日の議論も踏まえ、政府の対応方針の決定に向け、各府省との最終調整をよろしくお願い申し上げる。

2 次に、議題(2)「その他」に関して、福西内閣府地方分権改革推進室参事官から資料6の説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(福西参事官) 資料6、「計画策定等に関するワーキンググループ」の継続について御報告させていただく。

本有識者会議の下に設置されている「計画策定等に関するワーキンググループ」については、令和5年3月に閣議決定をされたいわゆる「ナビゲーション・ガイド」の取りまとめ等にこれまで御尽力をいたして顶いたところである。当室としては、この「ナビゲーション・ガイド」に基づいて引き続き計画策定等の見直しに取り組む必要があることから、今後もこのワーキンググループを継続して御審議をお願いするものである。構成員、任期、当面の主な審議内容については資料記載のとおりである。

(市川座長) 本件について、勢一部会長代理、よろしいか。

(勢一部会長代理) 引き続きワーキンググループでしっかり計画策定の動向を確認していきたいと思う。

「ナビゲーション・ガイド」の認知度も少しずつ上がっているかなという感覚があり、既存の計画でかなりのものが一体的策定や共同策定ができるというような確認を府省からいただくことができてるので、次の局面としては、既存計画をいかに効果的・効率的に活用していくかという地方側の御尽力も期待したいと思う。そういう成果をワーキンググループで集約して横展開するような仕事もできればと思っている。

他方で、「ナビゲーション・ガイド」はあるものの、新たな計画策定の規定は少しずつ出てきているという印象である。「ナビゲーション・ガイド」の下でも計画はそれなりに必要だと、まだ府省で考えられているところはあるが、本当に必要な計画は残す必要があるが、もう少し柔軟な議論を計画策定の規定を置く前にできないかなという問題意識はある。

各府省の審議会で議論をする際に、地方公共団体の施策を進めたいというような場合に、これまでには計画をつくっていただこうというのは分かりやすい仕組みだったのだが、本当にそれがベストなのかというところを意識して議論していただけるような形になれば、もう少し最初の段階での議論が豊かになるのではないかと思っているので、事務局と一緒にいろいろ知恵を絞っていきたいと思っている。

(市川座長) さらなる高いステージに向けて議論を進めていただくということで、よろしくお願ひ申し上げる。

それでは、本日の議事は以上となる。

3 最後に、稻原内閣府地方分権推進室長から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(稻原室長) 本日は、本当に熱心に御議論いただき感謝申し上げる。また、本日は参議院で全大臣出席の予算委員会が開催されている関係上、大臣以下、政務の出席がかなわないこと、大変失礼申し上げる。

今日この場で頂戴した御意見を踏まえて今後の作業を進めていきたいと思っている。先ほど申し上げたように、今回、令和8年若しくは令和8年度に結論を得るといったようなものや、検討に際し、地方公共団体に対して調査をするという項目も多くある。したがって、しっかりと進行管理をし、その調査の実施に当たっては、調査が中立的になるように事務局としてもコミットして、各府省と一緒に頑張っていきたいと思っている。

また、室員一同引き続き頑張っていきたいと思っているので、議員の皆様には引き続き御指導いただければと思っている。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)